



平成 29 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 タカタ株式会社  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 高田 重久  
(コード番号 7312 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼執行役員 経理財務本部長  
野村 洋一郎  
(TEL : 0120-868-665)

## 内部統制報告書の評価結果不表明、内部統制監査報告書及び監査報告書における 意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、内部統制報告書を提出いたしました。本報告書において、平成 29 年 3 月 31 日時点における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できないと判断した旨を記載しており、また、これを受け、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から、当社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できない旨の内部統制監査報告書を受領しておりますので、お知らせいたします。

さらに、新日本有限責任監査法人から平成 29 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表について意見を表明しない旨の監査報告書を受領しましたので、あわせてお知らせいたします。

### 1. 内部統制報告書の内容

当社は、平成 29 年 6 月 26 日付「民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」及び平成 29 年 6 月 28 日付「民事再生手続開始決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成 29 年 6 月 26 日開催の取締役会において、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行い、同日受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令されました。また、平成 29 年 6 月 28 日に同裁判所より民事再生手続開始決定がなされました。さらに、同時に当社の連結子会社であるタカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社についても、民事再生手続開始の申立てを行い、当社の米国子会社である TK Holdings Inc.を含む米州子会社 12 社についても、2017 年 6 月 25 日（米国時間）、米国連邦倒産法第 11 章に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付けで米国デラウェア州連邦破産裁判所に申立てを行いました。今後、当社は再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなりますが、再生計画案は現時点では未確定であることから、当該再建計画案に基づく、(i) 継続企業の前提に関する経営

者の評価、(ii) 固定資産の減損を含む資産の認識及び評価、及び(iii) エアバッグ・リコール債務及び関連する訴訟債務等を中心とした負債の網羅性及び評価に係る業務プロセスは、評価範囲に含めていません。当社は、平成29年6月26日に民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、再生計画案を確定し、内部統制の評価を完了するには相当の期間が必要であることから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためであります。

上記の評価の結果、平成29年6月26日に民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、再生計画案を確定し、内部統制の評価を完了するには相当の期間が必要であることから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでした。当社は、財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続を実施できなかったため、当連結会計年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できないと判断いたしました。

## 2. 監査を実施した監査法人の名称

新日本有限責任監査法人

## 3. 内部統制監査報告書及び監査報告書の内容

(1) 受領した内部統制監査報告書に記載された内容は以下のとおりです。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

### 意見不表明の根拠

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、平成29年6月26日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、平成29年6月28日に民事再生手続開始決定がなされている。今後、再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなるが、再生計画案は現時点では未確定であり、会社は、財務報告に係る内部統制の評価について、継続企業の前提の評価に係る内部統制の評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明していない。

### 意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、タカタ株式会社の平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

(2) 受領した平成29年3月期の財務諸表に係る監査報告書に記載された内容は以下のとお

りです。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年6月26日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、平成29年6月28日に民事再生手続開始決定がなされている。今後、再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなるが、再生計画案は現時点では未確定であり、当監査法人に提示されていない。このため、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、財務諸表に対して意見を表明しない。

(3) 受領した平成29年3月期の連結財務諸表に係る監査報告書に記載された内容は以下のとおりです。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年6月26日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、平成29年6月28日に民事再生手続開始決定がなされている。今後、再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなるが、再生計画案は現時点では未確定であり、当監査法人に提示されていない。このため、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができな

ったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

4. 内部統制監査報告書及び監査報告書の受領日

平成 29 年 6 月 30 日

5. 会社の今後の対応

今後は、東京地方裁判所及び同裁判所から選任された監督委員の監督の下、再生計画案を作成し、早期の再生計画案の確定を目指して参る所存です。

以上